



～「人」についてサポートし中小企業の発展・繁栄に助力します～

ほっとレター

社会保険労務士法人 諏訪労務管理センター

〒392-0022 長野県諏訪市高島3-1201-90

TEL 0266-52-2444 FAX 0266-52-5244

e-mail info-sharoushi@misawakaikai.jp



④ 賃金不払残業に関する監督指導 是正企業数・支払われた割増賃金の額などが大幅増

厚生労働省から、平成30年8月中頃、「平成29年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果」が公表されました。

今回公表されたのは、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、平成29年4月から平成30年3月までの期間に不払いだった割増賃金(不払い残業代)が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめたものです。

.....平成29年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント.....

- 是正企業数→1,870企業(前年度比521企業の増)
 - うち、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、262企業(前年度比78企業の増)
- 対象労働者数→20万5,235人(同107,257人の増)
- 支払われた割増賃金合計額→446億4,195万円(同319億1,868万円の増)
- 支払われた割増賃金の平均額→1企業当たり2,387万円、労働者1人当たり22万円

監督指導の対象となった企業では、その監督指導のもと、定期的にタイムカードの打刻時刻やパソコンのログ記録と実働時間との隔たりがないか確認するなど、賃金不払残業の解消のためにさまざまな取り組みを行い、改善を図っているようです。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していくとのことです。

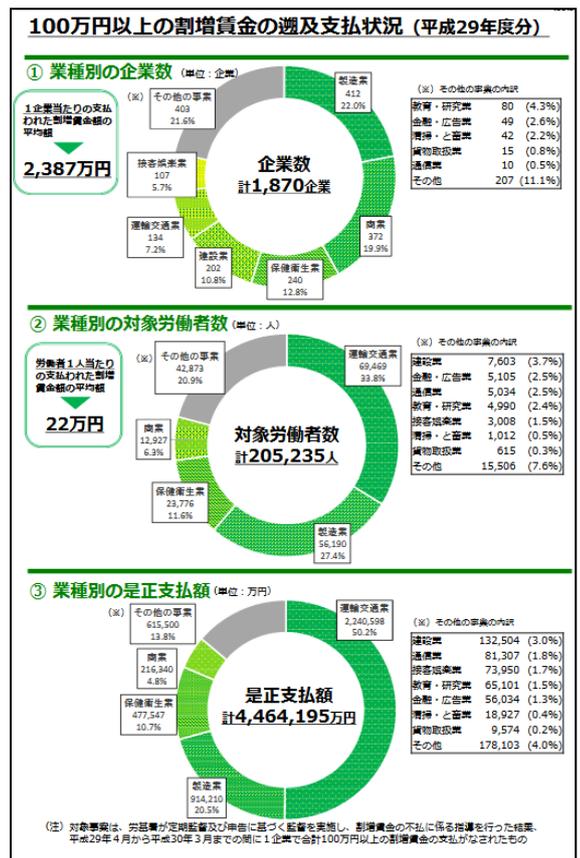
平成29年度の是正結果を見ると、是正企業数が増加し、支払われた割増賃金の額なども大幅に増加しています。これは、次のような取り組み(*)を実施するなど、監督指導・是正指導が厳しくなった結果といえるでしょう。

*厚生労働省では、委託事業により、インターネット上の賃金不払残業などの書き込み等の情報を監視、収集する取り組みを実施しており、労働基準監督署は、その情報に基づき必要な調査等を行うこととしています。

例)例えば、こんなケースが紹介されています。

インターネット上の情報に基づき労働基準監督署が立入調査を行った結果、その企業では、自己申告により労働時間を管理していたが、自己申告の記録とパソコンのログ記録や入室記録との乖離が認められ、また、月末になると一定の時間を超えないよう残業を申告しない状況がうかがわれるなど、賃金不払残業の疑いが認められた。

★支払われた割増賃金の平均額は、1企業当たり2,387万円ということで、とても大きな金額ですね。「我が社は大丈夫」という思い込みは危険です。日頃から、労働時間は適正に把握しておきたいものです。何かご不明な点があれば、気軽にお声かけください。



トビウツス 働き方改革関連法に関する政省令等 正式に決定

平成 31 (2019) 年 4 月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、その主要な規定に対応する政省令等が、平成 30 年 9 月 7 日の官報に公布されました。ポイントを紹介します。

働き方改革関連法に関する政省令等のポイント

今回公布された政省令等のうち、特に重要なものは、次の省令と指針です。

1 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 112 号)

2 労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針 (平成 30 年厚生労働省告示第 323 号)

<1の省令のポイント>

(1) 労働基準法施行規則の一部改正

- 労働条件の明示方法について、労働者が希望した場合には、ファクシミリ、電子メールその他の電気通信の送信の方法によることができるものとする。
- 時間外労働の上限規制について、次の事項等を定める。
 - ・健康福祉確保措置の実施状況に関する記録を3年間保存しなければならないものとする
 - ・36協定の届出様式 など
- 年次有給休暇について、次の事項等を定める。
 - ・通常の基準日より前の日に年次有給休暇を付与する場合の時季指定義務の考え方
 - ・使用者は、年次有給休暇管理簿を作成し3年間保存しなければならないものとする



(2) 労働安全衛生規則の一部改正

- 産業医について、その辞任又は解任時における衛生委員会等への報告などを定める。
- 医師による面接指導の対象となる労働者の要件や研究開発業務に従事する者に対する医師による面接指導の方法などを定める。
- 労働者の労働時間の状況について、タイムカードによる記録、パソコンその他の電子計算機の使用時間の記録などの客観的な方法その他の適切な方法で把握するとともに、これらの方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し3年間保存するための必要な措置を講じることなどを定める。

<2の指針のポイント>

36協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項その他の必要な事項を定める。

★これで、働き方改革関連法による改正事項のうち、平成 31 年 (2019) 年 4 月 1 日施行分については、詳細を定める政省令等が出揃いました (ただし、高度プロフェSSIONAL 制度に関する部分は、後日規定)。気になる点がございましたら、気軽にお声かけください。なお、来月号から、時間外労働の上限規制、年次有給休暇制度の見直しなどの改正規定ごとに、詳細を紹介してまいります。

お仕事
カレンダー
10月



10/1	<ul style="list-style-type: none"> ● (1日~7日)全国労働衛生週間 ◎定時決定により、9月に改定された社会保険料を10月給与から控除
10/10	<ul style="list-style-type: none"> ● 一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
10/31	<ul style="list-style-type: none"> ● 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 8月決算法人の確定申告と納税・翌年1月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 11月・翌年2月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月から9月分の労災事故について報告) ● 労働保険料の納付<延納第2期分> ● 有期事業概算保険料延納額の納付(納付対象:8月~11月分)

スタッフアンケート

今回のお題は、「好きなみそ汁の具(複数組み合わせ可)」です。
味噌汁が美味しい季節になってきました。体に沁みます。

木村：夕顔（なぜか昔から、特に味もそっけもないですが、好きです。）

五味：豆腐とネギ 定番の具で外せない

池上：基本的に味噌汁を愛さない非国民です。好きな具は…わかめにします。

渡辺：「油揚げor豆腐」+わかめ（わかめは外せません!）

武井：「なめことお豆腐の味噌汁です」

濱：ナスとミョウガ

高野：じゃがいもと玉ねぎ、ワカメの組み合わせが好きです！

両角：産休中

宮坂：季節ごとの野菜（畑にある物）

◆あとかき◆

少し前に、「デジタルファースト法案」という言葉が世間に出たことを記憶されている方も多いと思います。数多ある行政手続きを、デジタル化、オンライン化しようというものです。

「デジタルファースト法案及び各府省デジタル・ガバメント中長期計画について」という資料が平成30年6月8日付で政府より出されておりますが、その中の法案の主な内容の一番最初に出てくるのが、①行政手続きのオンライン化の徹底という中の「行政手続きのオンライン化原則」です。また、②添付書類の撤廃もあります。

ここで大事なのが、行政手続きの原則は“オンライン”であるということ。オンラインでもできますよ、ではなく、“原則”であることが、非常に大きい意味があると思います。

日本経済再生総合事務局 世界銀行 Doing Business2018 による日本の評価と対応方針（2017.12.11）という資料で、日本はOECD加盟35か国中24位です。安部首相が公約に掲げた3位以内のその3位は、韓国です。

「世界銀行 Doing Business」とは、法人設立とか不動産登記、納税にかかる時間やコストを比較したもので、2位のデンマークは、2016年に役所の書類は紙が禁止になっているようです。また、対面での手続きも禁止になっているそうなので、結局デジタル・オンラインでのみ行政手続きが可能という状況だということになります。

何とか順位を上げ、生産性を高めるために、まず行政手続きを何とかしようということで「デジタル・ガバメント実行計画」というものが、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・第5回官民データ活用推進戦略会議合同会議（2018.3.1）で出されております。

そこでは、「行政サービス改革」として①デジタルファースト（紙をなくしいきなりオンライン入力=Amazonで買い物とか、ネット上の会員登録をするようなイメージ）②ワンスオンリー（データを1回入力登録すれば、以後不要）③コネクテッド・ワンストップ（いくつかのサービスを紐づけ=facebookで登録すればInstagramや、Twitterとかにも紐づけされるというイメージ）があげられています。

7月3日付け日本経済新聞トップで、「税・社会保険 書類不要に」と、でかでかと載りましたが、ここに書かれた2021年度は厳しいにしてもあと3~5年のうちにはそうなるだろうな、という印象です。（ただし、東京オリンピックをにらんで、突貫で実施されるということも考えられます。）

しゃろうし みやさかの

ひとりごと

- まったけ -

今年も松茸が豊作らしい
ですね。

知人が10万円で松茸山を買った
ので1回行ってみようという事に決り
ついでに伺ってもらいました。

ちねとした山でした。私は1本も
見つけられず どこに生えているんだろう
とずわり込んでいました。

すると友人がここに あるからと
教えてくれ 大きな松茸を2つ
くれました。

知人は1回に15本くらい
採って もう10回以上とつたから
元はとつたと言っていました。

私は自分の産くらい大きいみや
ちねの山を5~6本もらって
きました。

松茸ごはん、お吸物にして

食べました。

残りは凍らせてあります。

うちの冷凍庫は満杯で

何か入ってるのか忘れてしまうほど
です。

しばらく買物をしほいで冷凍庫の

中を食いつくし掃除でもしほいと。

